

## 学校法人会計の特徴と企業会計の違い

### 1. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人とは、私立学校法に基づき文部科学省をはじめとする所轄庁の認可を受けて設立された法人です。そのため、学校法人は公共性が求められており、特性（建学の精神）に基づき自主性を重んじた教育活動等を行っていく責任があります。

学校法人会計は、学校法人会計基準に基づき会計処理されています。財政状態等を明らかにするとともに、財務諸表等を作成して、財務情報を公開しています。また、国や地方公共団体から補助金を受けるための条件であり前提であります。

学校法人会計と企業会計の大きな違いは、その収支計算の目的にあります。企業会計は、株主、債権者等の利害関係者に対して、企業の財政状態及び経営成績を明らかにする目的で行われます。このため、企業会計では期間損益計算を行い、貸借対照表、損益計算書の2つの計算書を作成します。一方、学校法人会計は、教育研究活動を中心とした学校の全活動の状況を明らかにする目的で行われます。このため、学校法人会計では、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書の3つの計算書を作成します。

平成27年4月より学校法人会計基準が改正されました。主な改正事項として、資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること、従前の「消費収支計算書」の名称を変更し「事業活動収支計算書」とすること、現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること、貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること、第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合は、その旨と対応策を注記することとなりました。

### 2. 各種計算書類と勘定科目の説明

(1) 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにした計算種類である。

「収入の部」

学生生徒等納付金収入・・・授業料収入、入学金収入、施設設備費収入等

手数料収入・・・・・・・・・・入学検定料収入、証明手数料収入等

寄附金収入・・・・・・・・・・特別寄付金収入、一般寄付金収入

補助金収入・・・・・・・・・・国庫補助金収入、地方公共団体補助金収入等

資産売却収入・・・・・・・・・・施設売却収入、設備売却収入、有価証券売却収入

付随・収益事業収入・・・附属事業収入、補助活動収入、受託事業収入等

受取利息配当金収入・・・第3号基本金引当特定資産運用収入、その他受取利息収入等  
雑収入・・・・・・・・・・施設設備利用料収入等  
前受金収入・・・・・・・・授業料前受金収入、入学金前受金収入、施設設備前受金収入等  
その他収入・・・・・・・・前期末未収入金収入、貸付金回収収入等  
資金収入調整勘定・・・・・・・・期末未収入金、前期末前受金等当該年度には現金の受取がないものを控除するための勘定  
前年度繰越支払資金・・・前年度から繰り越された支払資金総額  
「支出の部」  
人件費支出・・・・・・・・役職員の人件費、法定福利費、退職金等  
教育研究経費支出・・・・教育研究のために支出する経費  
管理経費支出・・・・・・・・教育研究以外のために支出する経費  
施設関係支出・・・・・・・・建物、構築物等に係る支出  
設備関係支出・・・・・・・・教育研究機器備品、管理用機器備品、図書等に係る支出  
資産運用支出・・・・・・・・有価証券購入支出等  
その他の支出・・・・・・・・前期末未払金支払支出、上記以外の支出  
資金支出調整勘定・・・・・・・・期末未払金、前期末前払金が該当し、当該年度には現金の支出がないものを控除するための勘定  
次年度繰越支払資金・・・次年度に繰り越す支払資金総額

(2) 事業活動収支計算書は、当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金に組入れる額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにした計算書類である。すなわち、事業活動収支計算書の目的は、「3つの活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに」(区分経理)、「均衡の状態を明らかにするため」(収支の均衡)にある。

「教育活動収支」

学生生徒等納付金・・・・・・・・授業料収入、入学金収入、施設設備費収入等  
手数料・・・・・・・・入学検定料収入、証明手数料収入等  
寄附金・・・・・・・・特別寄付金収入、一般寄付金収入  
経常費等補助金・・・・・・・・国庫補助金収入、地方公共団体補助金収入等  
付随事業収入・・・・・・・・附属事業収入、補助活動収入、受託事業収入等



流動負債・・・・・・・・短期借入金、未払金、前受金、預り金等

「純資産の部」

基本金は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、組入れられた金額

第1号基本金・・・・学校法人が取得した固定資産の価格、新たな学校を設置した場合に取得した固定資産の価格等

第2号基本金・・・・将来取得する固定資産の価格に充てるための金銭その他の資産等

第3号基本金・・・・基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭等

第4号基本金・・・・恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣が定める額